

第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

本計画を計画的かつ効率的に推進していくため、施策と基本目標ごとに数値目標を定め、計画を推進します。

さらに、市民・市民団体と事業者への主な取組を設定し、積極的な環境保全に向けた行動を促進します。



御前山ダム

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

Ⅰ-1 地球温暖化対策の推進

施策の方向性

私たちの快適で便利な暮らしは、化石燃料から得られるエネルギーに支えられています。その化石燃料の消費で排出された多量の温室効果ガスにより、地球の温暖化が進行しています。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる大きな環境問題です。

地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー対策を進めます。

特に、再生可能エネルギーの活用では、地域に豊富に存在する資源を活用した木質バイオマスなど、エネルギーの地産地消を目指します。

市の施策の内容	主管課
Ⅰ-1-①再生可能エネルギーの推進	
●住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの普及に向けた啓発を図ります。	生活環境課
●公共用施設での再生可能エネルギーの利用を推進します。	生活環境課
●未利用間伐材等を利用した木質バイオマスの有効活用を推進します。	農林振興課
Ⅰ-1-②省エネルギーの推進	
●公共交通機関の充実及び利用促進を図ります。	企画政策課
●省エネルギーに向け市民や事業者の取組を支援します。	生活環境課
●省エネルギー機器の普及啓発を推進します。	生活環境課
●市役所でのエコアクション21を推進します。	生活環境課
●ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を図ります。	生活環境課
●環境に配慮したLED防犯灯の新設や維持管理に努めます。	安全まちづくり推進課
●渋滞緩和対策により自動車走行における省エネ化を図ります。	土木建設課

市の施策の内容	主管課
I-1-③地球温暖化防止に向けた総合的な対策	
●法規制に基づくフロン対策を指導します。	生活環境課
●地球温暖化に関する情報の提供によって市民の意識向上を図ります。	生活環境課
●茨城エコ事業所登録制度の普及，環境マネジメントシステム取得を促進します。	生活環境課
●造林・間伐，植樹など森林資源の整備を推進します。	農林振興課



急速充電器



電気自動車

市民・市民団体の取組	
●再生可能エネルギーの利用	
●	太陽熱利用システムや太陽光発電の利用など，再生可能エネルギーの活用に努めます。
●節電や節水などの省エネルギーへの配慮	
●	使っていない照明を消す，見ていないテレビなど使用していない家電製品の主電源を切る，コンセントを抜くなど，電気の使い方を工夫しこまめな省エネルギー対策に取り組みます。
●	季節に応じて着る物を調節するなど，家庭内でもウォームビズ・クールビズを実践します。
●	冷暖房機器を使わない工夫をするほか，使用する場合には冷暖房機器の設定温度を適切な温度にするなど，省エネルギーに努めます。
●	すだれ，グリーンカーテンによる外部からの熱の進入，カーテンによる内部からの熱の放出などを防止し，冷暖房の使用を減らす工夫をします。
●	こまめな節水や風呂の残り湯の活用など，水資源の有効利用に努めます。
●	風呂は家族が続けて入るなど，省エネルギーに努めます。
●自動車利用時の配慮	
●	近くの買い物や外出する際は，歩くか自転車を利用するように努めます。
●	不要な自動車利用を自粛し，公共交通機関を利用するよう努めます。
●	自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤に取り組みます。
●	自動車利用に際しては，アイドリングストップの実践，急発進・急加速の自粛など環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践します。
●	タイヤの空気圧のチェックや荷物を積みっぱなしにしないなど，自動車の適切な管理に努め，燃費の効率化に配慮します。
●	自動車の買い替え時には，ハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車の購入に努めます。
●住宅の建築や改築時の配慮	
●	住宅の断熱化，風通しや自然採光の活用に努めます。
●	エコキュートやエネファームなどエネルギー効率の高い機器の導入に努めます。
●	家電製品は，LED照明や省エネルギー型電気機器の購入・使用に努めます。
●	市産木材の積極的な利用に努めます。
●	住宅周辺の緑化や管理に配慮します。
●家庭でのエネルギー使用量の削減に向けた配慮	
●	家庭での電気，ガス，灯油，ガソリンなどの使用量を環境家計簿などに整理し，定期的に使用量をチェックし，省エネルギー対策に役立てます。
●	省エネルギーや地球温暖化防止に取り組み，環境にやさしい生活に努めます。
●	エネルギー使用量をもとに家庭からの二酸化炭素排出量を計算し，自らの地球環境への負荷を実感して，省エネルギー対策の実践に役立てます。
●	自らの省エネルギー対策や温室効果ガス削減の実践結果や取組の工夫，気がついた課題などの情報を提供し，省エネルギー対策や地球温暖化防止対策の推進に協力します。

事業者の取組	
●再生可能エネルギーの利用	●太陽光発電など、再生可能エネルギーの活用に努めます。
●節電や節水などの省エネルギーへの配慮	●使っていない照明を消す。冷暖房機器の設定温度を適切な温度にするなど、省エネルギー対策を進めます。 ●クールビズ・ウォームビズを実施します。 ●過度な照明や電飾（イルミネーション）を排するなど、省エネルギー型の事業活動に努めます。 ●こまめな節水や使用水の再利用など、水資源の有効利用に努めます。
●自動車利用時の配慮	●自動車の使用に際しては、アイドリングストップの実践、急発進・急加速の自粛など、環境にやさしい車の運転（エコドライブ）を実践します。 ●自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤に取り組みます。 ●タイヤの空気圧のチェックや過剰積載の防止など、定期的な車両の整備・点検に努めるなど、燃費の効率化に配慮します。 ●輸送効率の向上、適正な輸送機関の選択・利用、低公害車の導入など、輸送に伴う環境への負荷の削減に努めます。 ●自動車の買い替え時には、ハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車の購入に努めます。
●環境に配慮した製品の製造・販売	●材料の仕入れから製造・輸送・販売、リサイクルや廃棄など、商品のライフサイクルに配慮した省エネルギー対策やエネルギー効率利用の推進に努めます。 ●フロンガスの漏洩を防止するとともに、回収・処理に協力・支援します。
●工場の建築や改築時の配慮	●工場・事業場・店舗等の建築にあたっては、断熱構造・通気性・採光等、省エネルギー型の建物の建設・利用に配慮します。 ●工場・事業場の建物の建設に際しては、解体時における建設廃棄物のリサイクルを考慮し、廃棄物の発生を少なくする工夫に努めます。 ●照明のLED化、事務機器や製造機器等の省エネルギー型機器への転換に努めます。 ●工場・事業場等の敷地内の緑化、建物周辺緑化に努めます。
●環境マネジメントシステムの導入	●省エネルギー対策や地球温暖化防止対策の推進に協力します。 ●ISO14001 やエコアクション 21、茨城県エコ事業所の認証取得などにより、エコオフィスを積極的に推進するとともに、事業所の地球温暖化対策報告書や環境報告書の作成・公表など、温室効果ガス排出量削減に向けて地域の先進的役割を果たします。

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

環境指標

環境指標	現況値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 39 年度 (2027 年度)
市役所及び関連施設からの 温室効果ガス排出量	1,928 t-CO ₂	1,720 t-CO ₂
公共施設への太陽光発電システム 設置数	累計 11 基	累計 15 基
住宅用太陽光発電システム設置 補助による総発電量	累計 3,315 kWh	累計 7,630 kWh
エコキュート設置補助における設 置基数	累計 1,489 基	累計 2,580 基



住宅用太陽光発電システム



エコキュート

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

Ⅱ-1 里山・水辺の保全と活用

施策の方向性

緑豊かな里山や水辺は、いにしえより人が手を加え活用し維持されてきました。今後も森林、水辺、農地の適切な利用を継続します。

さらに、近年開発等による里山環境や水辺環境の消失も課題となっています。開発に当たっては、里山、水辺の保全への配慮が必要となります。

また、自然への関心を高めるため、身近なふれあいの場の利活用を推進します。

市の施策の内容	主管課
Ⅱ-1-① 森林の保全と活用	
● 造林・間伐、植樹など森林資源の整備を推進します。 (再掲)	農林振興課
● 森林の防災機能、環境保全機能について、市民への周知を図ります。	農林振興課
● 開発行為による森林の減少を最小限にとどめます。	農林振興課
● 市産木材の活用を推進します。	農林振興課
● 森林とふれあえる公園などの整備・維持管理を推進します。	都市計画課
Ⅱ-1-② 水辺の保全と活用	
● 湧水・湿地・溪流等の水辺環境周辺の保全を検討します。	生活環境課
● 水辺とふれあえる親水空間などの公園の整備・維持管理を推進します。	都市計画課
● 水辺の動植物に配慮した河川整備を推進します。	土木建設課
Ⅱ-1-③ 農地の保全と活用	
● 環境にやさしい農業を推進します。	農林振興課
● 優良農地の保全を推進します。	農林振興課
● 耕作放棄地の解消に向け、関係機関・団体等と連携協力して農地の保全と活用を推進します。	農林振興課
● 農産物の地産地消、地元産農産物を用いた第6次産業の開発などを促進します。	農林振興課

市民・市民団体の取組

● 森林への配慮

- 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に協力します。
- 住宅建設や改築の際には、自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- 里山の落ち葉や下草、生ごみや畜産廃棄物をたい肥化して、農地や公園などでの活用を進めます。
- レクリエーションで市内の森林資源を活用します。
- 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- 体験型の環境学習やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験協力等に配慮します。

● 水辺への配慮

- 河川等の水辺の美化活動やクリーン作戦などに参加します。
- 水辺に親しみ、健全な水循環や水辺の多様な自然環境の重要性について理解を深めます。
- 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動など、水辺の維持管理活動に協力します。
- 清らかな水辺の形成に向けて、生活排水対策を実践するとともに、水源かん養林の保全と管理に配慮します。
- レクリエーションで市内の水辺環境を活用します。
- 湧水や湿地、溪流や小川などに入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。

● 農地への配慮

- 農地を適切に管理し、環境にやさしい農業に取り組みます。
- 地産地消の運動など、生産者と消費者のつながりを深め、地域全体で農地の保全と活用を進めます。
- 市民農園などを利用する場合には、マナーを守り環境にやさしい農業に取り組みます。



稲刈り

事業者の取組

● 森林への配慮

- 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に参加します。
- 工場・事業場の建設に際しては、里山や水辺の自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- 林業に際しては、森林が果たしている環境保全機能の維持・増進に配慮し、適切な間伐や植林、広葉樹林育成に努めます。
- 林業従事者や山林所有者は、市民が行う里山の維持管理や間伐など森林の管理活動、間伐材の有効利用などの活動を積極的に支援・協力するとともに適切な指導に努めます。
- 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- 自然体験やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験協力等に努めます。

● 水辺への配慮

- 河川などの水辺の美化活動やクリーン作戦に参加します。
- 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動、水辺の維持管理活動に協力します。
- 地域の湧水や湿地、溪流や小川などの保全と管理に努めます。
- 清らかな水辺の形成に向けて、事業場からの排水を適正に処理するとともに、水源かん養源の保全や維持管理に協力します。

● 農地への配慮

- 農地の所有者は、農地が果たしている環境保全等多面的な機能の維持・増進に配慮し、農地の維持管理・保全に努めるとともに、減農薬・有機肥料による環境にやさしい農業に努めます。
- 農業従事者や農地の所有者は、小中学校での農業体験や農作物づくりに指導協力するとともに、市民が行う耕作放棄地を活用した地域づくりに協力します。
- 里山の耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。
- 地域の伝統食材や林産資源の保全と継承に努め、食育学習や地産地消、地域の特産品を活かした地域づくりに協力します。



耕作放棄地の解消に向けた取組

Ⅱ-2 美しい自然景観の確保と環境美化の推進

施策の方向性

市内の山々には緑豊かな木々，その山あいを川がながれ，ふもとには集落と田畑が点在しています。これらは，本市の原風景として遙か昔から人々の手により守り継がれてきました。

私たちの心にやすらぎを与える自然豊かな景観を守り，将来に引き継いでいきます。この美しい自然景観と地域の歴史文化遺産とあわせ，観光資源として活用していきます。

市街地や集落においては，緑豊かで快適な生活空間を確保します。

市の施策の内容	主管課
Ⅱ-2-① 景観の保全と活用	
● 県と連携した県立自然公園の保全と活用を推進します。	生活環境課
● 地域の自然環境や自然景観を活かした観光資源の発掘を推進します。	商工観光課
● 自然公園の適正な維持管理等を推進します。	都市計画課
● 景観に配慮した建築物や看板等の設置を推進します。	都市計画課
● 歴史文化遺産とその周辺環境の整備と活用を推進します。	文化スポーツ課
Ⅱ-2-② 快適な生活空間の確保	
● 市民や市民団体と協働した身近な森林や水辺などの自然環境の保全活動を推進します。	生活環境課 農林振興課
● 空き地や空き家などの適切な維持管理を所有者に指導します。	生活環境課 都市計画課
● 周辺環境に配慮した都市公園の適正な維持管理等を推進します。	都市計画課

市民・市民団体の取組

● 景観への配慮

- 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した住宅建設や改築などに努めます。
- 社寺林や屋敷林、生垣などの保全と管理に努めるとともに、市街地ではブロック塀の生垣化など住宅周辺の緑化と維持管理に努めます。
- 省エネ住宅など居住環境の向上、住宅周辺の緑化など、環境に配慮した住宅設備を進めます。
- 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に参加し、地域の歴史的文化的環境を学びます。
- 市や地域での歴史的・文化的環境の保全・活用、ボランティア活動など、地域の魅力づくりに協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- 街路樹、公共施設の樹木の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力します。
- 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- 市と協力して、空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- 地域の景観を阻害するような無秩序な屋外広告に、土地や場所を提供しないようにします。
- ごみのポイ捨て防止に協力します。

事業者の取組

● 景観への配慮

- 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した事業場の建設などに努めます。
- 敷地内や事業所周辺の緑化やビオトープづくり、緑地の維持管理などに努めます。また、所有する資材置き場や空き地などの雑草刈りや清掃などに努めます。
- 土地利用計画など市の各種計画に留意し、環境への影響の未然防止や環境保全に配慮した適正な土地利用に努めます。
- 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に関与し、地域の歴史的文化的環境の保全に協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- 地域の公園や街路樹、公共施設の落ち葉の清掃など、緑の維持管理に協力します。
- 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- 所有する空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- 地域の景観や星空を阻害するような看板や電飾看板、夜間照明などを自粛します。
- 大型店舗周辺での交通渋滞や交通安全に配慮した適切な駐車場や進入路の整備に努めます。
- ごみのポイ捨て防止に協力します。

Ⅱ-3 生物多様性の確保

施策の方向性

本市の多様な自然環境には、多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系が維持され、生物多様性が守られています。そこには、多くの希少な動植物が生息生育しています。

しかしながら、開発や外来種の影響により動植物の生息生育環境は悪化しています。加えて、本市においては有害鳥獣が高密度に生息し、採食や踏みつけなどの農業被害、生態系被害を及ぼしています。

動植物の生息生育地を守り、生物多様性を育みながら共生していくため、生息生育地の保全や外来種及び有害鳥獣対策を継続して行います。

市の施策の内容	主管課
Ⅱ-3-① 生物多様性の保全	
● 希少動植物種の生息生育域の把握や保全のあり方を検討します。	生活環境課
● 県と連携した特定外来種の対策を推進します。	生活環境課
Ⅱ-3-② 有害鳥獣対策の推進	
● 農作物への被害を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。	農林振興課

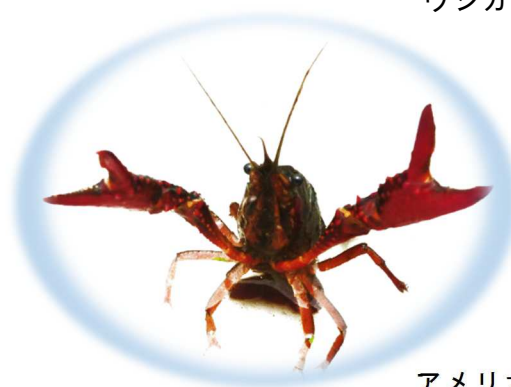
アメリカザリガニ

食用のウシガエルのエサとしてアメリカから日本にきました。今では多くの地域で生育しています。

アメリカザリガニは地域に固有の魚や水草などを食べてしまい、生態系に影響を与えています。



ウシガエル（外来種）



アメリカザリガニ（外来種）

市民・市民団体の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- 住宅を建築する場合には、地域の生態系に配慮します。
- 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に参加し、市域の自然を学び、保全に協力します。
- 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域への立入や生物の捕獲・収集の防止等に努めます。
- 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- 里山や水辺の保全と管理に協力し、多様な生物が生息・生育する環境の保全と確保に努めます。
- 農薬や化学肥料の使用にあたっては、地域の野生動植物に配慮します。
- ペットを野外に逃がしたり、放したりしないようにします。
- 外来種などの動植物は適切に飼育・管理します。

● 有害鳥獣対策への配慮

- 有害鳥獣の対策に協力します。
- 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

事業者の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- 工場や事業場建設に際しては、野生生物の生育・生息環境を悪化させないようにします。
- 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に関与し、市域の自然の保全に協力します。
- 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域の保全に協力します。また、市や地域、学校等で行われる野生生物の生育生息地の保全・創出に協力します。
- 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- ペット等を飼育・販売する際には、外来種による環境への影響防止に配慮します。

● 有害鳥獣対策への配慮

- 有害鳥獣の対策に協力します。
- 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

環境指標

環境指標	現況値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 39 年度 (2027 年度)
間伐等実施面積	累計 1,585 ha	累計 2,800 ha
自然環境保全活動実施回数	3 回	4 回
鳥獣害防止対策事業 (イノシシ、ハクビシン捕獲頭数)	累計 2,006 頭	累計 9,400 頭



荒廃竹林の再生



泉坂下遺跡

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

施策の方向性

限りある資源の有効活用に向け、ごみを減らし、再使用、再生利用を進めるためには、市民・事業者・市のすべてが率先して取り組んでいかなければなりません。そのため、市民・事業者の意識啓発に向けた施策を推進します。

資源を守るため、ものを大切にし、使えなくなったものは資源として分別利用する持続可能な循環型社会を目指します。

市の施策の内容	主管課
Ⅲ-1-① ごみの発生抑制と減量化の推進	
●ごみの発生抑制に向けた取組を推進します。	生活環境課
●ごみの減量に向けた新たな方策を検討します。	生活環境課
●ごみの分別・減量に向けたマニュアルを作成するとともに、広報等による周知を図ります。	生活環境課
●農林産廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。	農林振興課
Ⅲ-1-② 資源の再利用と再資源化の推進	
●子供会や高齢者クラブなどの団体による資源ごみ回収を支援します。	生活環境課
●ごみの減量や資源化に向けた新たな方策を検討します。	生活環境課
●農林産廃棄物の資源化に向けた取組を推進します。	農林振興課
●公共工事での建設廃材の資源化に向けた取組を推進します。	事業担当課



大宮地方環境整備組合 環境センター
ペットボトル圧縮梱包

市民・市民団体の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮

- マイバッグの持参による買物に努め、レジ袋や過剰包装を断る、割りばしを断るなど、すぐにごみになるものをもらわない、家に持ち込まないようにします。
- 廃棄時に処理困難となるものを購入しないようにします。
- 調理くずや食べ残しがでないよう食事や調理方法の工夫などに努めます。
- 電化製品や家具・日用品などを修理してできる限り長く使用するように努めます。
- 使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長時間使用できて再利用が可能な製品の購入や使用に努めます。

●資源の再利用と再資源化への配慮

- 生ごみや植木のせん定枝材などはたい肥化して、家庭菜園などでの活用に努めます。
- ごみの分別に努め、資源として再使用や再利用に努めます。また、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックなどリサイクル可能なものは資源回収にだすようにします。
- 地域での資源回収活動や店頭回収に積極的に協力します。
- フリーマーケットの利用や資源回収などに参加するなど、資源の再使用・再利用に努めます。
- リサイクルショップを活用します。
- 物品の購入などに際しては、リサイクル品など環境にやさしい商品（エコ商品）を選択するように努めます。



大宮地方環境整備組合 環境センター
ビン選別

事業者の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮

- 小売店ではマイバッグ持参によるレジ袋の使用削減に取り組みます。
- 簡易包装の推奨，包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小化）に努めます。
- バラ売り，量り売り商品の販売など，トレーの削減など余分な商品の販売自粛に努めます。
- 廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにします。
- 長時間使用でき，再利用が可能な製品の製造・販売・使用に努めます。
- 使い捨て製品は，できる限り製造・販売・使用しないように努めます。
- 広告紙は，必要最低限に努めます。
- 事業活動に伴う生ごみや敷地内の植木せん定枝などのたい肥化と活用に努めます。
- 通い箱を利用し，梱包材の使用を抑制します。

●資源の再利用と再資源化への配慮

- 店頭でのトレーや牛乳パック，電池などの回収に努めます。
- 製品には，廃棄方法（分別・資源化方法など）をわかりやすく明記します。
- ごみの分別を徹底します。
- 再生資源を利用した製品や材料を選択し，使用するなどグリーン購入に努めます。
- 間伐材等林産廃棄物，農産廃棄物の資源化に努めます。
- リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なりサイクルや廃棄物処理を進めます。
- 建物等の解体における資源分別の徹底，積極的な建設廃材の再資源化と有効利用に努めます。
- 事業所における資源化推進体制を整備し，適正な廃棄物処理及び資源化を進めます。



環境市民会議による
ごみ減量及び地球温暖化防止キャンペーン

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

施策の方向性

ごみを安全かつ衛生的に処理していくため、本市のごみを処理している大宮地方環境整備組合の事業運営に連携して取り組みます。

また、資源が循環し、市民の快適な生活環境の確保に向けた収集体制を整備します。

市の施策の内容	主管課
Ⅲ-2-① 廃棄物の適正処理の推進	
● 各種リサイクル法・廃棄物処理法に基づいた取組や適正処理を推進します。	生活環境課
● ごみ収集体制・ごみステーションの整備、資源ごみの回収などごみの適正な収集と処理を推進します。	生活環境課
Ⅲ-2-② 廃棄物処理施設の整備	
● 大宮地方環境整備組合の事業運営に連携し、ごみ処理施設の整備、し尿処理施設の適正化を図ります。	生活環境課

市民・市民団体の取組

● 廃棄物の適正処理への配慮

- ごみステーションを適切に維持管理します。

事業者の取組

● 廃棄物の適正処理への配慮

- リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なリサイクルや廃棄物処理を進めます。
- 廃棄物保管施設は清潔に保つとともに、漏洩・漏出を防止します。

大宮地方環境整備組合 環境センター
ごみ搬入の状況



Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

施策の方向性

ごみのポイ捨てや不法投棄は、監視やクリーン作戦の実施により改善しています。しかし、いまだに山や河川、まちにはごみの散乱が見られ、多くの市民も更なる改善を望んでいます。

本市で暮らす人だけではなく、訪れる人にも快適に過ごしてもらうため、広報などにより環境マナーの向上を啓発し、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくりを推進します。

市の施策の内容	主管課
Ⅲ-3-① 不法投棄の防止	
●不法投棄の巡回パトロールや監視活動の充実など、市民との連携による不法投棄監視体制の強化を図ります。	生活環境課
●不法投棄がされにくいまちづくりに向けた取組を推進します。	生活環境課
Ⅲ-3-② 環境美化の推進	
●環境保全推進協議会や各種団体と連携した地域の環境美化活動を推進します。	生活環境課
●市民・事業者・各種団体と協働による道路、河川のクリーン作戦や身近な場所でのクリーンアップ活動など、環境美化運動を推進します。	生活環境課
●不法投棄防止に向けた広報活動やポイ捨て禁止などの環境マナーや環境モラルの向上を図ります。	生活環境課



不法投棄の状況

市民・市民団体の取組

●不法投棄防止への配慮

- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 公園や外出先で自分が出したごみを持ち帰るなど正しく処理します。
- 不法投棄の情報提供に協力します。
- 不法投棄監視員，市民巡回パトロールに協力します。
- 地域で行われる不法投棄廃棄物の処理など，不法投棄がされないまちづくりに参加します。
- 住宅や所有する土地の草刈りなどによりポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- 身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか，地域の環境美化活動に参加します。
- 市が実施する河川や道路の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

事業者の取組

●不法投棄防止への配慮

- 空き缶やペットボトル回収の管理者不在の場所などでの自動販売機設置を抑制します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 不法投棄の情報提供に協力します。
- 不法投棄監視員，市民巡回パトロールに協力します。
- 地域で行われる不法投棄廃棄物の処理などに参加します。
- 所有する土地の草刈りなどによりポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- 身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか，地域の環境美化活動に参加します。
- 市が実施する河川や道路の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

環境指標

環境指標	現況値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 39 年度 (2027 年度)
一人一日当たりのごみ排出量	913 g/人・日	820 g/人・日
ごみの資源化率	18.4 %	25.0 %
クリーン作戦実施回数	2 回	2 回
不法投棄等監視員数	956 人	956 人
環境センターへの市民の 施設見学者数	300 人	350 人



クリーン作戦

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

Ⅳ-1 環境汚染の防止

施策の方向性

大気，騒音，振動，悪臭，排水など公害関連法令の対象となる事業場に対しては，規制基準遵守の指導の強化により，事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などは，改善されています。しかし，市民生活に起因する河川の汚濁や騒音などは，更なる改善が必要です。

そのため，市民への環境負荷の低減を啓発します。

また，自動車走行による環境負荷の低減に向けた施策も継続していきます。

市の施策の内容	主管課
Ⅳ-1-① 大気環境の保全	
● 公共交通機関利用促進，周辺の生活環境に配慮した道路整備など，自動車排出ガスによる大気汚染の未然防止に努めます。	企画政策課 土木建設課
● 事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。	生活環境課
● 不適切な野外焼却を防止し，良好な大気保全に努めます。	生活環境課
● 県と連携し微小粒子状物質（PM2.5）などに対応します。	生活環境課
Ⅳ-1-② 騒音・振動・悪臭対策	
● 公共交通機関利用促進，周辺の生活環境に配慮した道路整備など，自動車走行による影響の未然防止に努めます。	企画政策課 都市計画課 土木建設課
● 事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。	生活環境課
● 日常生活から発生する近隣騒音やペットの鳴き声，悪臭などへの意識啓発を図ります。	生活環境課
● 家畜ふん尿や堆肥の適切な保管と散布の啓発を推進します。	農林振興課

市の施策の内容	主管課
IV-1-③ 水環境の保全	
● 事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。(再掲)	生活環境課
● 河川や生活排水路の水質検査を定期的に行います。	生活環境課
● 県と連携した地下水水質の調査を行います。	生活環境課
● 公共下水道などの整備や接続促進、合併処理浄化槽の設置補助などの生活排水対策を推進します。	生活環境課 下水道課
● ゴルフ場などの水質監視を行います。	生活環境課
● 工業団地との公害防止協定などによる事業場等の排水処理対策を推進します。	生活環境課
● 家畜ふん尿の適正な処理を推進します。	農林振興課
IV-1-④ 土壌環境の保全	
● 土砂等による土地の埋め立て規制を推進します。	生活環境課
● 化学肥料や農薬の適正な使用の普及を図ります。	農林振興課
● 家畜ふん尿の適正な処理を推進します。(再掲)	農林振興課
IV-1-⑤ 安全安心な暮らしの確保	
● 県と連携した有害化学物質対策を推進します。	生活環境課
● 放射性物質の各種モニタリングや地元農産物の測定等を実施します。	生活環境課 安全まちづくり推進課
● 国や県と協力し必要に応じて放射能の各種対策を推進します。	農林振興課
● 放射性物質に係る各種情報を提供します。	水道課 学校教育課
● 夜間照明や電飾看板の適正使用など、光害の防止を推進します。	都市計画課



水戸北部中核工業団地

市民・市民団体の取組

●大気環境への配慮

- 家庭でのごみの焼却などを行わないようにします。
- 自動車の利用を控え、自転車や徒歩、バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。
- 自動車購入時には、低公害・低燃費車、ハイブリッド車などの次世代自動車を積極的に選ぶように努めます。
- 自動車を利用するときは、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけます。
- 排気ガスが良好な状態となるよう自動車の整備点検を行い、適正に管理します。

●騒音・振動・悪臭への配慮

- ピアノやカラオケ、ペットの鳴き声など、生活騒音の発生を防止するよう努めます。
- 自動車の整備点検を行い適正に管理し、自動車騒音等を減らすように努めます。
- エアコンや掃除機・洗濯機など電化製品を購入する際は、低騒音型のものを積極的に選択するように努めます。
- 近隣騒音・振動・悪臭の防止や夜間照明などの光害防止に努めます。

●水環境への配慮

- 公共下水道や農業集落排水が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。
- 公共下水道や農業集落排水の未整備地域では、合併処理浄化槽の設置に努めるとともに、浄化槽の維持管理に努めます。
- 合成洗剤の使用を石けん使用に切り替える、洗剤を使いすぎない、食用油は流しに直接流さないなど、家庭からの排水で水を汚さないように努めます。
- 市街地や駐車場等での雨水の地下浸透に努め、地下水のかん養や湧水の保全、小川や水路の水量確保など、地域の水循環を良好な状態に維持するよう配慮します。
- 雨水桶の設置など、雨水の貯留による庭木への散水や非常用水源の確保に努めます。
- 日常生活での節水や風呂の残り湯の活用など、水資源の有効利用に努めます。

●土壌環境への配慮

- 庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用しないようにし、やむをえず使用するときは、必要最低限にします。
- 家庭で使用する化学物質の漏えいに注意します。

●安全安心な暮らしへの配慮

- 家庭でのごみの焼却をやめ、ダイオキシンなどの有害物質発生抑制に努めます。
- 有害化学物質の環境リスクに対する理解を深めるように努めます。

事業者の取組	
● 大気環境への配慮	
● 法や条例による規制を遵守し、環境負荷の低減に努めます。	
● 自動車を利用するときは、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけます。	
● アイドリングストップ・エコドライブの普及に協力します。	
● 業務用・事業用の焼却炉は法や条例にしたがって適正使用します。	
● 貨物車両・建設車両等の排ガス対策推進に努めるほか、低公害・低燃費車、ハイブリッド車などの次世代自動車の導入を進めます。	
● 物流の合理化を進め、稼働車両台数の削減に努めます。	
● 自動車は排気ガスが良好な状態となるよう適正な整備点検と維持管理に努めます。	
● 大規模小売店などでは、駐車場進入路周辺での交通渋滞の防止・緩和対策に努めます。	
● 騒音・振動・悪臭への配慮	
● 法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における騒音・振動・悪臭の防止に努めます。	
● 建設作業等に伴う騒音・振動の発生防止、低騒音・低振動型の機械や工法の採用に努めます。	
● 自動車の適正な整備点検・管理に努めます。	
● トラック等貨物車両の使用に際しては過積載防止に努め、騒音や振動の未然防止に努めます。	
● 水環境への配慮	
● 法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における排水の適正管理に努めます。	
● 工場・事業場における排水調査に協力します。	
● 事業所からの生活排水対策に努めるとともに、公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。また、未整備地域では適正な合併処理浄化槽の設置と浄化槽の維持管理に努めます。	
● 工場・事業場、駐車場等における雨水の地下浸透対策に努め、雨水の地表流出の抑制、地下水かん養機能の維持・増進に配慮します。	
● 使用水の循環利用などに努めるとともに、水道水の節水、雨水利用施設の整備活用など、水資源の有効活用に努めます。	
● 農薬や肥料の適正利用に努めます。	

事業者の取組

● 土壌環境への配慮

- 土地の埋立てに際しては、埋立て土砂などの中に有害物質が含まれないよう十分に配慮し、有害物質の除去等に努めます。また、不法投棄の情報提供に協力します。
- 農薬の適正使用に努め、残留濃度の高い農薬や除草剤の使用を抑制していきます。
- 敷地内にある樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用しないようにし、やむをえず使用するときは、必要最低限にします。
- 不要になった農薬や化学製品などを適正に処理します。
- 工場・事業場の跡地利用に際して、土壌汚染調査の実施、汚染土壌の洗浄や除去などに努めます。

● 安全安心な暮らしへの配慮

- 化学物質の適正管理に努めるとともに、PRTR 制度（化学物質排出把握管理促進法：PRTR 法）に基づく、化学物質排出移動量届出制度により、化学物質の環境への排出を削減に努めます。
- 製品の製造や開発にあたっては、有害性の少ない製品の開発・生産、購入・使用、消費・廃棄に留意し、化学薬品などの有害物質が人体や環境へ影響を及ぼさないように努めます。
- 製品の製造工程での有害物質の使用量の削減に努め、発生する副生物は工程内で再利用し、製品となって市場に出る場合には、確実に回収されるような循環システムの構築に努めます。
- ダイオキシン類に関する法令等の基準を遵守します。
- 住宅・建築物の建材や塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質による居住者や環境への影響を及ぼさないよう、使用材料を吟味するとともに、設計・施工方法に配慮します。
- 原材料や廃棄物、不要になった農薬や化学薬品などを適正に処理します。



道路交通の状況（国道 118 号）

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

環境指標

環境指標	現況値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 39 年度 (2027 年度)
河川環境基準 生物化学的酸素要求量	達成	達成を維持
污水处理人口普及率	70.89 %	90.10 %
騒音に係る環境基準 達成率（面的）	100.0 %	100.0 %

調査地点ごとの生物化学的酸素要求量

調査地点		類型	環境基準
那珂川	野 口	A 類型	2mg/L 以下
久慈川	山 方	A 類型	2mg/L 以下
緒 川	緒 川 橋	A 類型	2mg/L 以下
玉 川	下玉川橋	B 類型	3mg/L 以下



久慈川

基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

V-1 環境教育・環境学習の推進

施策の方向性

地球温暖化などへの市民の環境問題への意識は高く、多くの市民が省エネルギーやごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

本市に残された豊かな自然環境や快適な生活環境を守り、将来に引き継ぐためには、今後も身近な環境の状況について知識を深めることが重要です。

そのため、市民団体などと協働で、環境教育・環境学習を推進します。

市の施策の内容	主管課
V-1-① 学校での環境教育・環境学習の推進	
● 放課後子供教室などの環境学習を支援します。	生活環境課 生涯学習課
● 地域の人々との協働による体験型など、学校での環境教育を推進します。	学校教育課
● 学校での環境美化活動の推進により、環境への意識向上を図ります。	学校教育課
● 学校での雨水施設や太陽光発電施設の利用による環境教育を支援します。	学校教育課
V-1-② 食育学習の推進と普及	
● 食育計画に基づき食育の普及啓発や情報提供、食育・食の安全を考慮した地産地消を進めます。	健康推進課
● 市民の協力による学校での作物づくりや地産地消を踏まえた学校給食の充実に努めます。	農林振興課 学校教育課
● 食・農・環境・健康学習の一環として、家庭や学校、地域で一体となった食育学習を推進します。	学校教育課
V-1-③ 環境教育・環境学習の機会と場の提供	
● まちづくり講座（環境講座）による環境学習を推進します。	市民協働課
● 環境市民会議と連携した体験型環境学習の充実に努めます。	生活環境課

市民・市民団体の取組

● 環境教育・環境学習への配慮

- 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- 自分の知識や経験、技術を活かし、学校や地域での環境教育・環境学習における講師の補佐や指導等の協力を努めます。
- 食・農・環境教育の一環として行われる学校での農作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理などの指導や補佐を行います。
- 市や地域で行われる環境教育・環境学習に参加し、地域環境や環境問題への理解を深めます。
- 農林業体験などに参加し、環境と農林業とのかかわりを学ぶとともに、環境に関する普及・啓発活動に協力します。
- 自然観察会や身近な生き物調査などの自然環境調査や農林業体験学習などに参加・協力し、相互理解を深め、環境パートナーシップの形成に努めます。
- 里山や水辺の維持管理、地産地消の活動を通じて、身近な環境学習に取り組みます。

事業者の取組

● 環境教育・環境学習への配慮

- 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- 事業所や従業員が有する知識や経験、技術を学校や地域での環境教育・環境学習に役立てるよう協力します。
- 子供たちの自然とのふれあい学習や体験学習などに積極的に参加し、子供の安全確保や学習指導や補佐に協力します。
- 食・農・環境教育の一環として行われる学校での作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理、食と農業・環境とのかかわりなどの学習の指導に協力します。
- 市や地域で行われる環境教育・環境学習への参加により、従業員等の環境保全意識を高めます。



霞ヶ浦湖上体験スクール

V-2 環境情報の発信

施策の方向性

本市では、広報やホームページなどを活用して環境に関する情報を積極的に発信しています。

今後とも、環境に関する情報を市民や事業者へ発信し、意識向上を図ります。

また、市民や事業者と環境保全に向けた取組を推進するために組織した環境市民会議の活動の活発化に向け事業を支援します。

市の施策の内容	主管課
V-2-① 環境情報の発信	
● イベントにおいて環境への意識向上を図ります。	生活環境課
● 広報やホームページを活用した環境情報の発信を進めます。	生活環境課
● 環境市民会議の事業を支援します。	生活環境課

市民・市民団体の取組

● 環境情報への配慮

- 環境市民会議や市民が進める環境保全活動に積極的に協力するよう努めます。
- 市が実施する動植物の生育・生息状況の調査への参加、情報の提供を行います。
- 環境に関する情報の提供に努めます。
- 市民参加型の水辺や里山づくりや市の計画づくりをはじめ、環境イベントなどに協力します。
- 地域での自然と共生した暮らしや環境への負荷の少ない取組や実践の成果、昔から言い伝えや生活の知恵など、環境に関する身近でわかりやすい情報の提供・発信・交流に協力します。
- 市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めます。

事業者の取組

● 環境情報への配慮

- 環境市民会議や市民が進める環境保全活動に積極的に協力するよう努めます。
- 市が実施する動植物の生育・生息状況の調査への参加，情報の提供を行います。
- 事業所の環境への取組や環境に関する情報の提供に努めます。
- 地域で行われる環境保全に関するイベントや市民参加型の計画づくりや活動，交流会等に参加し，相互理解を深め，環境パートナーシップの形成に努めます。
- 市が発信する環境情報を活用し，環境への理解を深めます。

基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

環境指標

環境指標	現況値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 39 年度 (2027 年度)
放課後子供教室における 環境学習講座の参加数	203 人	230 人
体験型環境学習の開催回数	2 回	3 回
環境情報の発信回数	27 回	30 回
環境市民会議の参加団体数	41 団体	50 団体



放課後子供教室 環境学習講座

重点施策

本市の環境の特性や環境の課題を踏まえ、計画が目指す望ましい環境像を実現するため、特に重要性、緊急性を要し、先導的役割を果たす施策を重点施策として位置付けます。

重点施策の推進に向け市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力していくことが重要となります。



那珂川

1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は増加し、本市においても、ゲリラ豪雨や猛暑日の増加などの異常気象による影響が顕著になってきました。また、市民環境意識調査でも地球温暖化問題への関心は高くなっています。

今後も、一人ひとりが、日常生活や事業活動など身近にできることから環境負荷を低減し、温室効果ガス排出量の削減を図り地球にやさしい暮らしを目指します。

(1) 環境にやさしいライフスタイルや事業活動の推進

- 広報やホームページを活用した定期的な取組の情報提供
- 市民や事業者の取組事例の紹介

(2) LED照明などの省エネルギー機器の活用

- 省エネルギー機器の購入支援の検討
- 新たな省エネルギー機器の情報の提供
- 公共施設への省エネルギー機器の導入

(3) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギー導入支援の検討
- 木質バイオマスの利活用の推進
- 事業者や研究機関などと連携した再生可能エネルギーの研究
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入

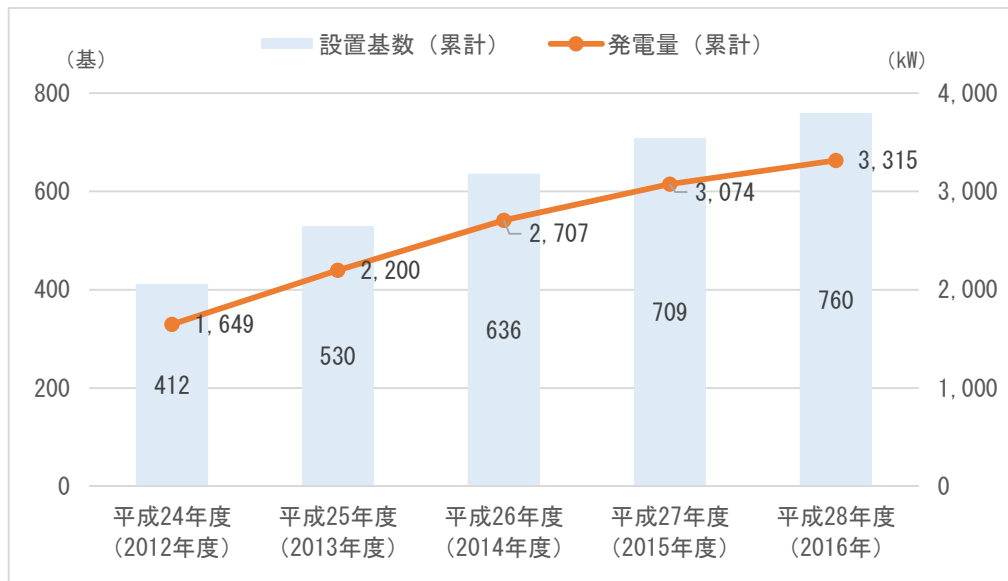
(4) ハイブリッド自動車や電気自動車など次世代自動車の利用推進

- 次世代自動車の購入支援の検討
- 新たな次世代自動車の情報の提供
- 公用車への次世代自動車の導入

(5) 公共交通機関利用の推進

- 市民のニーズの把握
- 公共交通機関の利便性の確保

〈 住宅用太陽光発電設置基数及び発電量の推移 〉



太陽光発電システム付きLED街灯



木質チップの製造

2 里山の保全

本市の里山には多くの動植物が生息生育し、豊かな生態系を形成しています。近年、人と里山とのかかわりが次第に希薄になってきました。そのため、私たちの暮らしに豊かな恵みと潤いをもたらしてきた森林や農地、水辺などの維持管理が困難になってきました。

さらに、維持管理が困難となった里山では、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、ごみの散乱、野生生物の生息環境の変化に伴う農作物への有害鳥獣被害など、様々な問題が起きています。

里山の豊かな生態系を維持し将来にわたり利用し続けるため、里山の保全に向けた取組を行い、人と自然の共生を目指します。

(1) 里山の環境整備

- 計画的な間伐の推進
- ボランティアによる里山整備の推進

(2) 農林産物の利用

- 地産地消の啓発
- 農産加工品の開発
- 市産材と間伐材の活用
- 林産加工品の開発

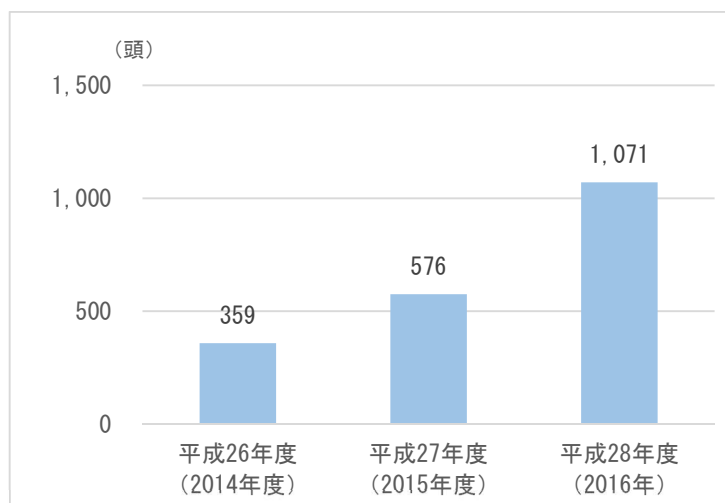
(3) 農地の有効活用

- 農地の集積による耕作放棄地削減の推進
- 次世代農業者の確保と育成の推進

(4) 有害鳥獣の対策

- 農作物への被害防止策の推進
- 狩猟免許取得者への助成

〈 有害鳥獣の捕獲頭数の推移 〉



西の内紙



集積間伐
(常陸大宮市森林組合提供)

3 きれいなまちの推進

本市では、市民、事業者と協働でクリーン作戦や監視活動を実施してきたことにより、山林などへの不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては改善がみられます。

しかし、不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては、市民環境意識調査でも優先して対策が求められる課題となっています。

そして、不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては、市民や事業者の意識向上に加えて、ごみを捨てるににくい、きれいな環境づくりが重要です。

そのため、不法投棄やポイ捨てをしない人づくりとごみが捨てるににくい環境づくりを推進し、きれいなまちを目指します。

(1) ポイ捨てや不法投棄防止の推進

- 防止に向けた看板の設置
- ポイ捨てや不法投棄の多発地点への不法投棄防止ネットの提供
- 環境保全や不法投棄に関する情報の提供及び啓発

(2) 市民や市民団体と協働した環境美化活動の推進

- クリーン作戦の継続した実施
- 美化活動団体の情報の提供

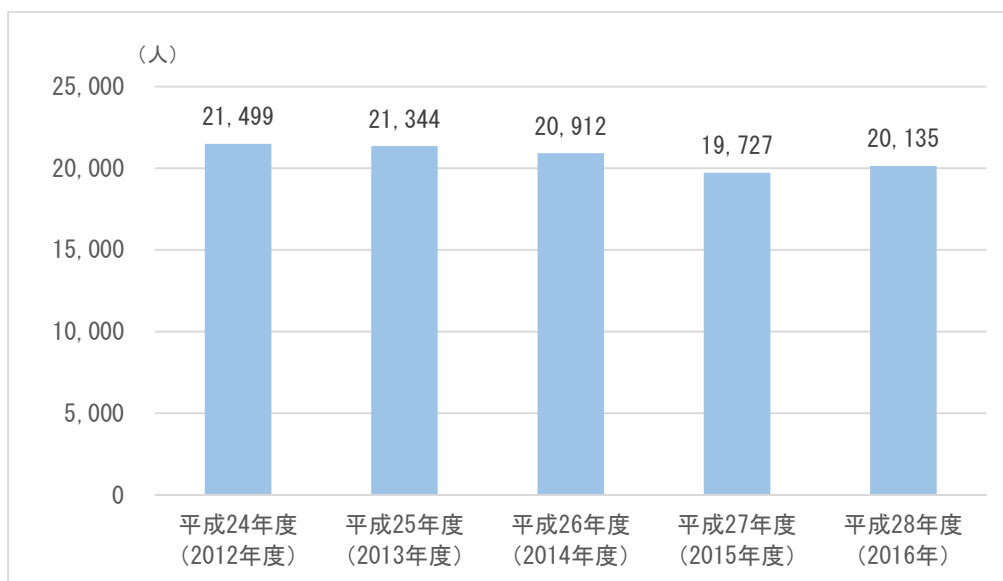
(3) 不法投棄の監視と関係機関との連携の強化

- 不法投棄監視員活動の充実
- 県及び警察との連携の強化

(4) ごみが捨てるににくい環境づくりの推進

- 空き地や空き家の適正な維持管理
- 花いっぱい運動などによる環境保全

〈 クリーン作戦参加者数の推移 〉



クリーン作戦

4 環境教育・環境学習の推進

本市の環境問題の解決に向けて、市民、事業者、市が協働し、環境負荷の低減や環境保全に関する取組を主体的に進めていくことが必要です。

そのため、クリーン作戦や環境教育・環境学習の推進、環境市民会議の支援などを実施してきました。しかし、市民環境意識調査では、自然保全活動や環境学習へ参加していると答えた人の割合は少ないため、環境教育・環境学習の機会と場の提供を充実していく必要があります。

また、環境市民会議による環境情報の整備、発信、環境イベントの開催などの支援を推進します。

(1) 環境教育・環境学習の充実

- 自然環境を活用した体験型の環境教育・環境学習の推進
- 新たな環境講座プログラムの検討

(2) 環境情報の提供による意識向上

- 広報やホームページを活用した情報の提供
- 環境調査結果などの公表

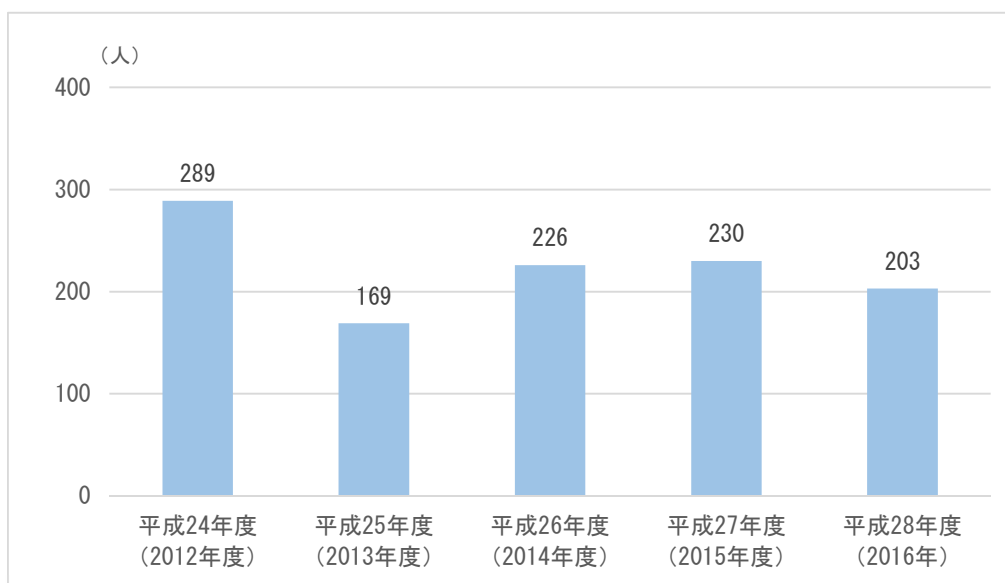
(3) 環境市民会議の活動の拡大

- 環境保全活動を実施する団体への情報提供や助言等の支援
- 体験型環境学習の推進
- 各種イベントを利用した環境保全活動の啓発
- 環境教育・環境学習への指導者の派遣

(4) 市民団体の活動状況などの情報発信による活動の活発化

- 広報やホームページを活用した市民団体の紹介
- 市民団体との連携の強化

〈 放課後子供教室における環境学習講座の参加数 〉



放課後子供教室 環境学習講座



緑のカーテン

